

子ども劇場・子ども団体の活動リスクをトータルにカバーする

げきじょう団体総合補償制度

(非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険)

保険期間(ご契約期間)2017年12月1日午前0時~1年間(NPO 団体傷害保険)
 期間(ご契約期間)2017年12月1日午前4時~1年間(賠償責任保険)

制度補償料(年間・一時払)

- ① 賠償責任保険 非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険 | 保険料 最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間×3円
【オプション・借用自動車危険補償特約】 最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間×2円
- ②NPO 団体傷害保険 (特定非営利団体傷害保険 特約セット普通傷害保険) 保険料 年間延べ活動人数×15.6円
【天災危険補償・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償・熱中症危険補償(23才未満のみ)特約セット】
*上記②の保険料は、団体割引20%(被保険者数3,000名以上)を適用しています。
*上記は活動区分 A(芸術文化の振興、子育て支援)の保険料です。活動内容により保険料が変わる場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、ご契約開始時における被保険者の範囲に該当する方の人数によって団体割引率が上下した場合には死亡・後遺障害保険金額にて調整いたします。
*保険料について、年間延べ活動人数×15.6円の端数単位が1円単位とならない場合、1円未満を四捨五入して1円単位とします。

なお、この保障適用制度における損害賠償契約者・被保険者は次のとおりです。

保 険	保険契約者	被保険者
賠償責任保険	子どもNPO・子ども劇場全国センター	各団体及びその構成員
NPO 団体傷害保険	子どもNPO・子ども劇場全国センター	各団体の構成員全員

*上記①②の保険契約は、最近の会計年度(1年間)の年間延べ活動時間、または年間延べ活動人数を基に計算した「保険料確定特約」をセットし、保険料確定精算を不要とする契約方式となっております。(保険料確定特約)の詳細は、別紙「保険料確定特約について」をご覧ください。

- ③コンサルタント料 団体正会員およびその構成組織 2,000円
賛助会員等およびその構成組織 8,000円
*コンサルタント料は保険料ではありません。
コンサルタント料は、子ども劇場の各種サービスの充実・拡大に役立てられます。* マネジメントアドバイス、財務・税務相談、法律相談のサービスを提供いたします。

加入方法について

- ◎募集期間 2017年11月24日(金)締切
 - ◎保険期間 NPO 団体傷害保険 2017年12月1日午前0時~2018年11月30日午後12時
 - (ご契約期間) 賠償責任保険 2017年12月1日午後4時~2018年12月1日午後4時
 - ◎加入手続き 別紙「加入申込票」「保険料確定精算省略に関する同意書兼申込書(賠償、傷害各1枚)に必要事項をご記入のうえ、締切日までにFAXまたは郵送にて、子どもNPO・子ども劇場全国センター宛てに送信してください。払込みいただく保険料は、所定口座に締切日までに振込みください。恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。
- *加入申込票記載事項(許諾内容、他保険加入状況、保険金請求層等)等により、ご契約の引受条件を制限させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

その他

この保険は特定非営利活動法人子どもNPO・子ども劇場全国センターを保険契約者として子どもNPO・子ども劇場全国センター構成団体を被保険者とする「非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の団体契約です。

- 賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集・傷害保険普通保険約款・特約集および保険証券は、保険契約者(特定非営利活動法人子どもNPO・子ども劇場全国センター)に交付されます。ご加入後、加入者証をお送りします。お手元に加入者証が届かない場合は、子どもNPO・子ども劇場全国センターまでお問合わせください。
- お客様に関する情報の取り扱い
 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取り扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
【個人情報取扱いについて】
 本保険契約に関する個人情報、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社及び引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されます。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp>)をご覧ください。
 注:このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは、「普通保険約款・特別約款・特約集」、または「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

事故が発生したとき

- ◎賠償損害にかかわる事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が発生した場合には、事故発生日からその日を含めて30日以内に、取扱代理店または引受代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に連絡がない場合、それによって引受保険会社は被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ◎休日・夜間など連絡が取れない場合は、下記までご連絡ください。
 あいおいニッセイ同和損害保険(株) あんしん24受付センター-0120-985-024 (無料) (受付時間:24時間365日 おかけ間違いにご注意ください) ※IP 電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。
- ◎賠償事故発生の際、被害者と示談される場合は必ず引受保険会社までご連絡ください。
 この保険には保険契約者である団体等または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- ◎事故発生時名簿の写しをご提出いただくことがございますので名簿を備え付けてください。
- ◎ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

●制度内容や加入手続きについては 特定非営利活動法人 子どもNPO・子ども劇場全国センター 〒133-0057 東京都江戸川区西小岩2-20-16 ライオンズマンション西小岩3-402号 TEL:03-5876-8251 FAX:03-5876-8252	●補償の内容については 取扱代理店:株式会社 保険代行政社 〒153-0061 東京都目黒区目黒2-10-15 山手Kビル5F TEL:03-3713-8331 FAX:03-3791-9045 引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業第2課 〒103-0027 中央区日本橋3-5-19 TEL:03-5202-6605 FAX:03-5202-6609
--	---

子どもたちと子ども劇場のフロンティア・スピリットを応援します。



特定非営利活動法人
 子どもNPO・子ども劇場全国センター

引受保険会社:あいおいニッセイ同和損保株式会社

子ども劇場の活動のリスクを補償する＜賠償責任保険＞

非営利活動団体（NPO）賠償責任特約セット施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険
子ども劇場の活動中の事故に伴う下記のような賠償損害を包括的にカバーします。

もしもこんな事故がおいたら・・・

- 鑑賞例会会場の設備を壊してしまった！
- 借りたテントを破った！
- キャンプ中に誤って子どもにケガをさせた！
- 借りた自動車を事故で破損したが、車両保険に入っていないかった！
(オプション)
- 行事中の事故で会員が大ケガをしてしまった
直接の責任はなかったが会で見舞金を支払った！
- 活動が原因で名誉棄損で
賠償を求められた！
- 活動中に会員が他の会員にケガをさせた！
- 活動中に会員が他の会員の持ち物をこわした！

※役員が被害者/被害物の所有者の場合は、保険金は支払われません

補償額など詳しい内容は別紙「説明資料」を参照

賠償責任補償	団体活動中または活動の結果や、団体が所有・使用・管理する施設、に起因する損害賠償責任を補償します。
管理財物	他人の財物（レンタル用品も含みます）の破損または詐欺に関わる損害賠償責任を補償します。
対人見舞費用補償	対人事故が発生したが被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しなかった場合、償還として支払った見舞金について補償します。
交差責任補償	被保険者である会員相互間等の法律上の損害賠償責任について補償します。
人格権侵害保障特約	プライバシー侵害や名誉棄損などの法律上の損害賠償責任について補償します。
借用自動車危険補償特約（オプション）	借用した自動車の使用・管理に起因して発生した対人・対物事故、借用車両の損壊事故について、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その自動車の自動車保険に上乗せして補償します。

会員の活動中の事故によるケガを補償する＜NPO 団体傷害保険＞

（非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険）
軽い負担で加入でき、会員に全行事での傷害について一定額の補償ができます。

- ◎会員などが団体活動中、あるいは自宅と活動場所との間の通常経路往復中の事故によりケガをしたり死亡した場合に補償します。
- ◎熱中症（23歳未満の方のみが被保険者の場合に特約をセットできます）および食中毒、天災によるケガについても所定の特約セットにより補償します。

- ◎健康保険や生命保険あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく補償します。
- ◎入院や通院をした場合は1日目から補償します。

補償内容および保険金額など詳しい内容は別紙「説明資料」を参照ください。

死亡補償	事故によるケガのため事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡した場合に補償します。
後遺障害補償	事故によるケガのため、事故の発生した日からその日をきめて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じた額を補償します。
入院補償	事故によるケガのため、事故の発生した日からその日をきめて180日以内に入院した場合、入院日数に対して180日を限度に入院保険金日額を補償します。
通院補償	事故による治療のため、事故の発生した日からその日をきめて180日以内に通院（往復を含みます）した場合、通院日数に対して90日を限度に通院保険金日額を補償します。
手術補償	事故によるケガの治療のため、事故の発生した日からその日をきめて180日以内に手術を受けた場合に、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術は入院保険金日額の5倍を補償します。

子ども劇場の悩みに応える＜マネジメント・コンサルティング＞

■ マネジメント・アドバイスサービス	組織マネジメント、ファンドレイジング、助成事業、出版ほか、運営にかかわる様々な相談に専門家・スタッフが応えます。
■ 財務・税務相談サービス	財務や税金に関する様々な問題について、公認会計士や税理士が直接相談に応え適切なアドバイスをします。
■ 法律相談サービス	活動や運営に伴う様々な法律問題について、連携弁護士が直接相談に応える確かなアドバイスをいたします。
■ ※24時間事故受付体制	活動中に起こったさまざまな事故について、専門のスタッフが24時間365日体制で事故受付をいたします。0120-985-024（無料）（あんしん24受付センター）IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

※このサービスはあいおいニッセイ同和損保(株)が業務提携した(株)安心ダイヤルを通じて提供しています。

賠償補償+傷害補償+アドバイス機能 三拍子そろった総合補償のしくみです。

＜げきじょう団体総合補償制度＞は、損害補償とコンサルティング・サービスを組み合わせた子ども劇場オリジナルの総合補償メニューです。

①非営利活動団体としての社会的・法的責任明確化に対応した賠償資力の確保

子ども劇場が行う活動の中で事故が起こった場合に、主催者として法律上の損害賠償責任を問われる可能性があります。そのための損害賠償責任をきちんと果たせる賠償資力を確保します。

②非営利活動団体の全ての活動（鑑賞活動・諸活動・会議）中の参加者の傷害への対応

キャンプなどリスクの大きい行事だけでなく、鑑賞例会や会議なども含めた年間のすべての活動について、もしもの事故に対応できる傷害の補償です。

③非営利活動団体のマネジメントに関する疑問や悩みなどに専門家のアドバイス

継続的・組織的に活動を発展させる時に起こってくる様々な問題に対して、この相談サービスを活用し、組織整備・強化に役立てることができます。

「げきじょう団体総合補償制度」とは

「げきじょう団体総合補償制度」は、「NPO賠償責任保険」「NPO団体傷害保険」を開発したあいおいニッセイ同和損害保険(株)とのコラボレーションにより生まれた、会員のための補償制度です。

あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、社会福祉・社会貢献活動に永らく取り組んできた経験があります。NPO活動にも造詣が深く、多くのNPO団体とのコラボレートの中、ユニークな活動を展開しています。
☆この制度の賠償保険・傷害保険は、特定非営利活動法人子どもNPO・子ども劇場全国センターを保険契約者とし、子どもNPO・子ども劇場全国センターの構成団体を加入者、団体の構成員を被保険者とする「非営利活動団体（NPO）賠償責任特約セット施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の団体契約です。

○加入対象者について

この制度にご加入いただけるのは、会員のうち、次のいずれかに該当する非営利活動団体（NPO 団体）に限られます。

- ア. 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人
- イ. 非営利活動を行うことを主たる目的として設立された団体（法人であるか否かを問いません）
- ※ 非営利活動とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動のうちいずれかに該当する活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、市民が行う自由な社会貢献活動をいいます。ないお、営利を目的とする活動は含みません。

（特）子どもNPO・子ども劇場全国センターは、

子どもの活動参加と子ども劇場の活動を支援するための保証・支援・共済事業の開発をすすめています。地域の子どもの劇場や都道府県組織が社会的な役割と責任をしっかりと担いながら、活動を大きく広げようとしている今こそ、安心して活動がすすめられるように、万が一の事故に対しても責任ある対応ができるような備えが必要であると考えます。

子ども劇場の「団体」のためのまさかの時のささえとして＜げきじょう団体総合補償制度＞で子ども劇場を応援します。